

令和7年度 事業報告書

1 第34回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を次のとおり行った。

- (1) 試験実施日 令和8年3月1日(日)
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
- (3) 試験結果

区 分	出願者数(名)	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
総 数	5, 1 4 4	4, 4 3 4	3, 1 7 0	7 1 . 5

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を次のとおり行った。

区 分	新規免許交付	名簿訂正・ 書換交付	免許証 再交付	登録 消除	合格証明書 交付	英訳免許 証明書交付	免許 取消
取扱件数	2, 8 2 5	5 7 2	1 7 5	1 5	0	8	1

3 柔道整復師国家試験の改善

国家試験問題の漏洩問題を踏まえて設置された「柔道整復師国家試験漏洩再発防止委員会」による令和5年6月27日付の委員会報告書に基づき、対策を施した上で国家試験を実施した。

4 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

各柔道整復師養成施設等の柔道整復実技及び柔道実技の教育水準向上と充実を図ることを目的に、柔道整復師養成施設指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第33号）に基づき認定実技審査員の派遣を実施した。

- ① 審査日 令和7年11月2日(日)、11月3日(月・祝)、11月9日(日)、
11月16日(日)、11月23日(日・祝)、11月24日(月・振)
- ② 受審者数 85校 2, 8 2 6名

③ 認定実技審査員数

項 目	必要審査員数	審査を行った審査員数
柔道整復実技	212名	209名
柔 道 実 技	86名	61名
再 審 査	30名	27名
計	328名	287名

※なお、必要審査員数に満たない部分は1名を複数回派遣することで対応した。

④ 認定実技審査質確保のためのアンケート調査を実施

- ・受審者へ受審状況に関するアンケートを行った。
- ・養成施設へ派遣審査員の審査状況に関するアンケートを行った。
- ・派遣審査員へ養成施設の審査環境に関するアンケートを行った。

5 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月より柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際、実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

厚生労働省保険局長から「登録研修機関」の指定を受け、当該研修会を次の通り行った。

- (1) 開催回数 9回
- (2) 受講申込者数 2,739名
- (3) 受講者数 2,716名
- (4) 修了認定者数 2,678名

なお、オンライン主体により研修会を実施した。

6 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師卒後臨床研修は、平成17年4月から実施し、平成29年度に終了した。

卒後臨床研修修了者の氏名をホームページに公表している。

(掲載者数：累計 1,265名)

7 各事業年度における公益目的事業の実施状況

上記1から5の公益目的事業を適切に実施していくために、理事会・評議員会とともに国家試験委員会、認定実技審査委員会及び柔道整復師施術管理者研修実施委員会等を設けている。

8 当該公益法人の運営体制の充実を図るための取組

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」及び「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の法令及び定款等を遵守することで、自主的かつ自律的なガバナンスの充実を図っている。

(会議関係)

1	理 事 会	・ ・ ・ ・ ・	3 回 (内財団又はオンライン 2 回、書面決議 1 回)
2	評 議 員 会	・ ・ ・ ・ ・	3 回 (内財団又はオンライン 2 回、書面決議 1 回)
3	常務理事会	・ ・ ・ ・ ・	3 回
4	認定実技審査委員会	・ ・ ・ ・ ・	3 回 (内財団又はオンライン 3 回)
5	柔道整復師施術管理者研修実施委員会		2 回 (内財団又はオンライン 2 回)
6	試験委員会	・ ・ ・ ・ ・	1 1 回
7	試験総括者連絡会議	・ ・ ・ ・ ・	1 回 (内オンライン 1 回)

令和7年度事業報告の附属明細書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する標記附属明細書には、事業報告の内容を補足する重要な施行はない。